

評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 平成23年11月 9日

改正 平成25年 6月28日

平成26年12月11日

平成30年 3月22日

令和 4年 3月24日

令和 4年 5月26日

令和 6年11月27日

令和 7年 3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団定款（平成24年4月1日施行）第13条及び第27条の規定に基づき、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員の報酬等について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員等 評議員並びに理事長及び常務理事を除く理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等 認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として評議員、理事長及び常務理事並びに非常勤役員が受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わないものをいう。ただし、財団の評議員又は役員としての職務遂行の対価に限られ、財団の職員として受け取る財産上の利益を含まない。
- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。以下同じ）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、理事長及び常務理事の職務執行の対価として、報酬、役員手当及び期末手当を支給することができる。

2 理事長及び常務理事の報酬及び役員手当は、月額とする。

3 理事長及び常務理事の期末手当は、毎年6月及び12月に支給することができる。

第4条 財団は、非常勤役員等の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 非常勤役員等の報酬は、理事会、評議員会その他の職務執行上必要な会議等に出席した場合に定額を支給する。

3 次に掲げる場合は、前項の会議等に出席したものとみなす。

- (1) 決議の省略に係る提案に対し定められた意思表示をした場合
- (2) 書面による決議において議決権を行使した場合
- (3) 計算書類等の監査を行った場合

(報酬等の額の決定)

第5条 理事長及び常務理事の報酬総額（期末手当を含む。）は、評議員会で決定し、別表第1に報酬総額を定め明確にし、各々の理事長及び常務理事の報酬額は、当該決定された報酬総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 非常勤役員等の報酬額は、評議員会で決定し、別表第2に非常勤役員等の報酬基準を定め明確にする。

（報酬の支給日）

第6条 理事長及び常務理事の報酬及び役員手当は、月額をもって支給することとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員等の報酬は、理事会、評議員会その他の職務執行上必要な会議等に出席した都度、支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第3項の規定により支給する場合及び次条第1項ただし書の規定に基づき振り込む場合の報酬の支給日は、その都度定める。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤手当）

第8条 理事長及び常務理事には、その通勤の実態に応じ、交通費、通勤費を通勤手当として支給する。

（旅費）

第9条 財団は、理事長及び常務理事並びに非常勤役員等が職務執行のため旅行したときは、旅費を支給することができる。

2 旅費の額は、当該旅行に要した実費とし、財団の職員の旅費支給の例により支給する。

（公表）

第10条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、評議員及び役員の報酬等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月24日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の評議員及び役員の報酬等に関する規程の規定及び第2条による改正後の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の勤務条件等に関する規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

理事長及び常務理事の報酬総額	8, 300 千円
----------------	-----------

別表第2（第5条関係）

非常勤役員等の報酬基準	日額11, 500 円
-------------	-------------